

(様式 1)

袋井市立袋井中学校 部活動全体計画

1 部活動の目標（ねらい）

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行います。
- (2) スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。
- (3) 文化部活動については、芸術文化を目的とするものの他、生活文化、趣味等の活動を行います。
- (4) 文化部活動は、自ら表現するだけでなく、鑑賞するなどの幅広い活動機会を通して、音楽的な見方・考え方や造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化、美術、美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成します。

2 活動日と活動時間、休養日について

(1) 活動日・休養日

- ① 平 日
 - ・原則として週3日以内の活動とします。
 - ・原則として水曜日を休養日とします。
 - ・6・7月の月曜日、6・7月以外の第2・4・5月曜日（第1・3月曜日はなし）について、大会2週間前で活動許可が下りた部活のみとします。
 - ・大会前で月曜日に体育館で部活動を行ないたい場合は調整を行います。体育館部活で月曜日に活動を行った場合は、平日2日間の休養日を設けます（大会2週間前で許可がおりた場合を除く）。

週休日・少なくとも1日以上を休養日とします。（ただし、日曜日に大会やコンクール、地域行事が設定されている場合は、けが防止等の視点から、土曜日に必要最低限の活動を行うことができ、ます。この場合は、休養日（1日分）を平日に振り替えなければならない。）

- ② 長期休業中
 - ・平日の活動は、学期中途に準じて行います。
 - ・週休日は原則実施しません。（ただし、校長の認めた場合はこの限りではない。）

(2) 活動時間

- ① 平 日
 - ・2時間程度
- ② 週休日
 - ・3時間程度（準備片付けを含め4時間以内とする）
 - ・練習試合は、4時間以内とするが、4時間を超える場合はできるだけ必要最小限にとどめて行います。
- ③ 長期休業中
 - ・顧問の勤務日で、3時間程度とします。

(3) 延長部活動について

- ① 延長部活動が行える時期は、2、3学期とします。
- ② 運動部については、公式及び協会主催の大会、文化部については、連盟主催のコンクールやコンテスト・公式のコンサートが予定されている場合に限定します。

3 部活動の規定と入・転・退部について

- (1) 部活動は任意加入とします。
- (2) 校外での社会体育・文化的活動等に所属していても、本校の部活動に加入することはできます。
- (3) 部活動は3年間所属することを基本とし、1年毎に所属する部活動を確認します。
- (4) 何らかの理由で転部や退部をする必要があると認められる場合は、所定の手続きをとることで特例を認めます。

【平日の完全下校時刻】

該当月	完全下校時間	日没時刻(左: 1 日 右:15 日)	
4	18:00	18:10	18:21
5	18:30	18:33	18:45
6	18:30	18:57	19:04
7	18:30	19:06	19:03
8	18:00	18:52	18:38
9 前半	18:00	18:17	17:57
9 後半	17:30		
10 前半	17:15	17:34	17:16
10 後半	17:00		
11	16:45	16:56	16:45
12	16:30	16:38	16:39
1	16:45	16:49	17:01
2 前半	17:00	17:17	17:31
2 後半	17:15		
3	17:30	17:45	17:57

※日没時刻は、国立天文台天文情報センター暦計算室調べによる。

※9月、10月、2月は、前半（1日～15日）と後半（16日～月末）で完全下校時間が変わります。

※7月、8月、3月の長期休業中の完全下校時間は「16:45」になります。